各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局介護保険計画課

介護保険最新情報

今回の内容

低所得者の第1号保険料軽減強化に係る 来年度の対応について(その3)

計3枚(本紙を除く)

Vol.415

平成27年1月16日

厚生労働省老健局介護保険計画課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TFI: 03-5253-1111(内線 2164)

FAX: 03-3503-2167

事 務 連 絡 平成27年1月16日

各都道府県介護保険担当課(室) 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

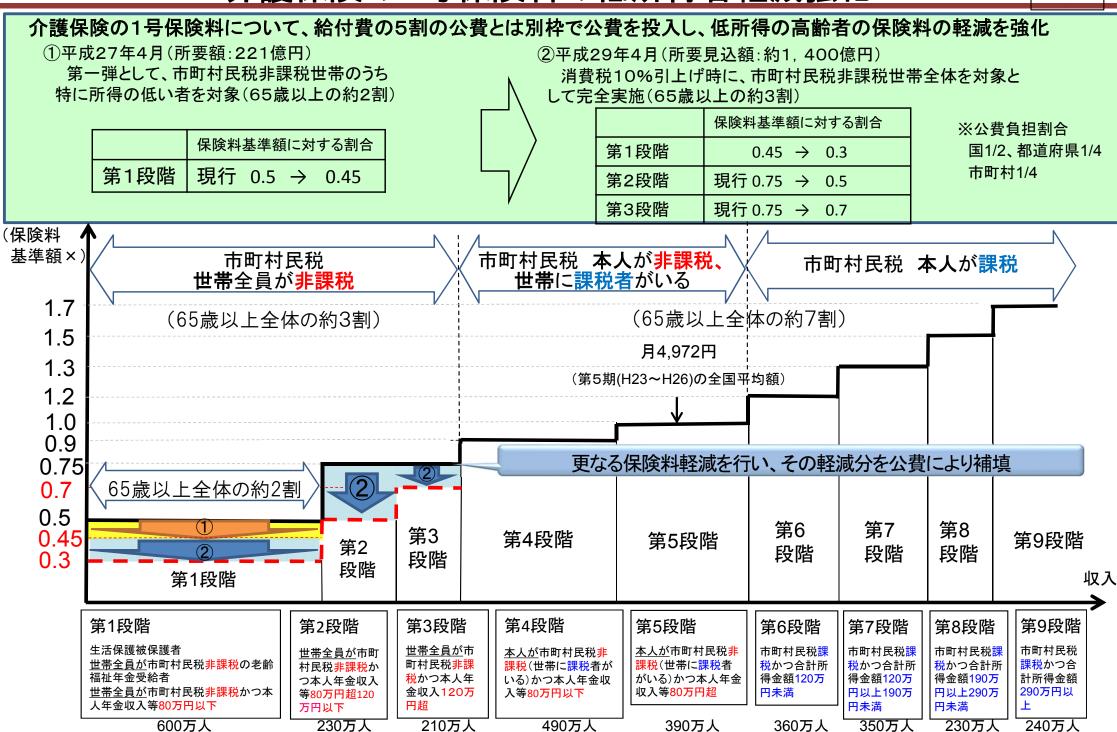
低所得者の第1号保険料軽減強化に係る来年度の対応について (その3)

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

低所得者の第1号保険料軽減強化に係る来年度の具体的な対応については、平成27年1月11日付け事務連絡によりお示ししたところですが、平成27年度の社会保障の充実の内容が決定された社会保障制度改革推進本部(平成27年1月13日開催)における関係資料について、別添のとおり送付いたしますので、管内保険者等へ周知をお願いいたします。

また、第6期保険料の設定にあたって、自治体から寄せられた質疑のうち、特にご留意いただきたい事項について、別紙のとおりQ&Aを作成いたしましたので、併せて周知をお願いいたします。

別添



※保険料段階は平成27年度からの新段階で表示

※被保険者数は平成24年度末実績を基に推計

※具体的軽減幅は各割合の範囲内で市町村が条例で規定

問 保険料の軽減強化が平成 27 年度と平成 29 年度の 2 段階実施になったことを受け、平成 27 年度・平成 28 年度からは公費の投入が当初予定より縮小するが、完全実施時の公費による軽減後の乗率を 先取りするため、差分を保険者独自に一般財源から補填することは可能か。

また、平成27年度から完全実施時の公費による軽減後の保険料額を先取りするため、介護保険法第142条の規定に基づいて条例に定めるところにより、第1段階から第3段階までの方に対して一律に減免を行うことは可能か。

(答) 今回の制度改正で公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みを導入し、低所得者の保険料軽減に要する費用を一般会計から特別会計に繰り入れ、国・都道府県が一定割合を負担することとなるが、新法第124条の2に基づき、政令で定めるところにより負担を行うものである。政令により制度化された仕組みの枠外で、低所得者の保険料軽減に要する費用を一般財源から特別会計に繰り入れることは適当ではなく、ご質問のような差分の独自補填はできない。

また、一定の所得段階に該当する者に対して一律に減免を行うことは、当該者に対して所得に 応じた段階別保険料設定による応分の負担を求めているにも関わらず、これに加えて、他の第1 号被保険者の保険料を財源とした減免を一律に行うこととなり、公平性の確保の観点から適当で はない。

なお、ご質問の事例以外の保険料の減免(いわゆる単独減免)についても、被保険者間の公平 性の確保や、健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から、従前からお示ししてきて いるとおり、

- ・保険料の全額免除
- ・収入のみに着目した一律減免
- ・保険料減免分に対する一般財源の投入

については適当ではないため、引き続きこのいわゆる3原則の遵守に関し、各保険者において適 切に対応していただきたい。